

関係先各位
組合員の皆様へ

愛媛県火災共済協同組合

軽装での勤務（ノーネクタイ等）の通年実施について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、例年、夏季期間（5月～10月）に「クールビズ」として、ノーネクタイ等の軽装での勤務を実施しておりますが、近年は同期間に限らず軽装による勤務が一般的になっており、行政や各団体、金融機関においても通年での軽装を実施されております。

職員がより働きやすい職場環境づくりを目指し、昨年11月より軽装での勤務を試験的に導入しておりましたが、令和7年4月1日より下記のとおり軽装での勤務を通年で実施することにいたしました。

職員一人ひとりが快適に働ける服装を自由に選択することで、より効率的に業務に取り組み、サービス向上に繋げてまいります。

関係先ならびに組合員の皆様におかれましては、当組合の取り組みに対し、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施時期

令和7年4月1日～

2 取組内容

- (1) ノーネクタイなど、働きやすい服装での勤務を通年で実施いたします。
- (2) 清潔感のある身だしなみを徹底し、相手に不快感を与えないように努めます。
- (3) TPO（時・場所・場合）や業務内容に応じて、ネクタイ等を着用いたします。

以上